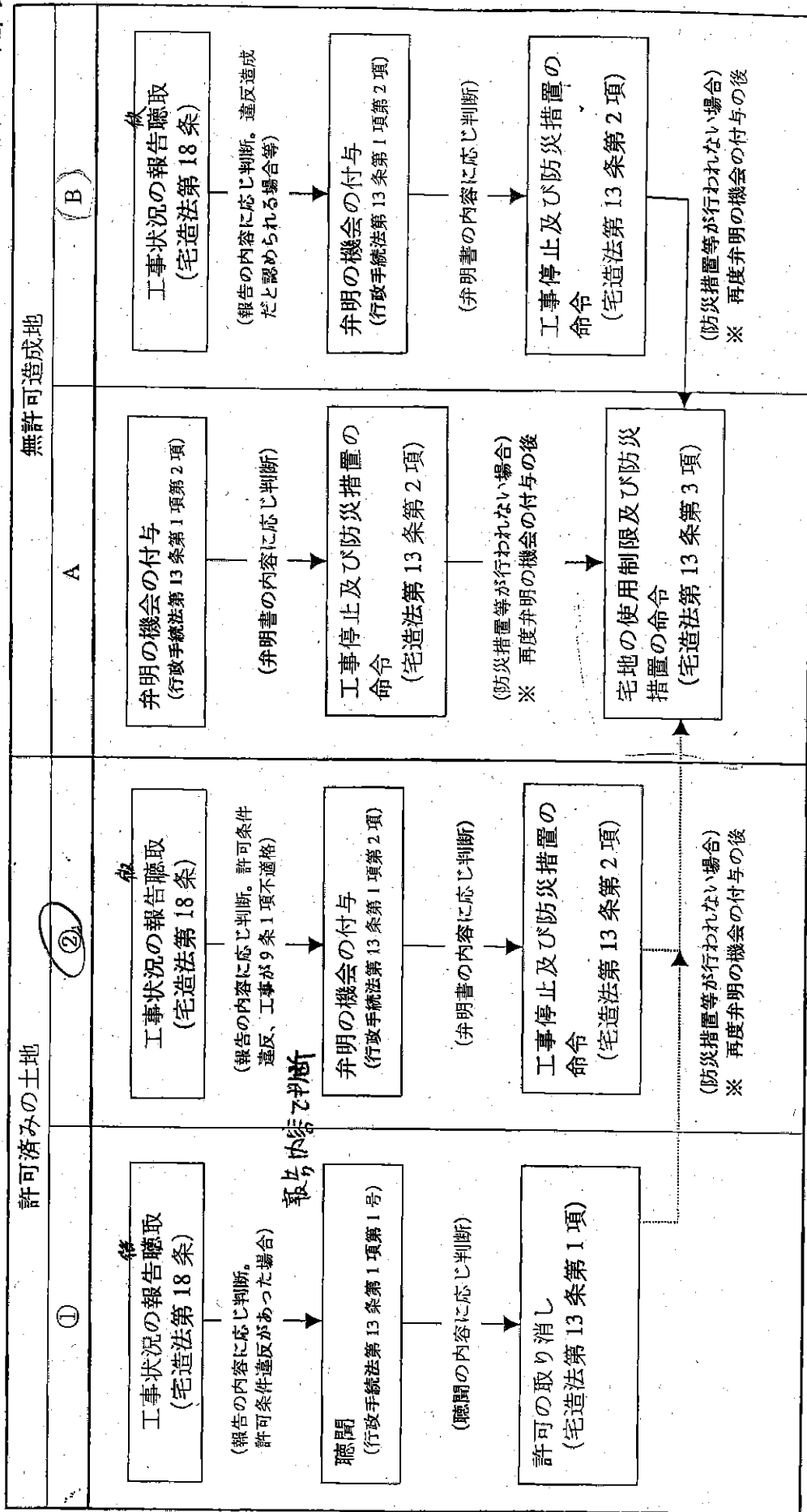


各個別法として対応することを確認

違反等の 問題事項	許可取得済の土地					無許可にて造成を行った土地				
	都市計画法	宅造法	風致地区条例	廃棄物処理法	宅建業法	都市計画法	宅造法	風致地区条例	廃棄物処理法	宅建業法
<p>適切な工事施工が行われているかについて疑義 (盛土・擁壁等)</p>	<p>適切な工事施工が行われているかについて疑義 (盛土・擁壁等)</p>	<p>許可内容と異なる造成の可能性 (ex 「保護区」で 道路造成等)</p>	<p>樹木の野焼きの可能性 樹木の盛土材への混入 区域付近の放置車両</p>	<p>※ 販売は [redacted]</p>	<p>無許可での宅地造成 (造成行為・地目変更)</p>	<p>無許可での宅地造成 (造成行為・地目変更)</p>	<p>許可内容と異なる造成</p>	<p>伐採樹木の処理方法</p>	<p>※ 販売は [redacted] 無許可区域を販売 計画に記載</p>	
<p>日付 H15.2.13 資料等の報告要求通知 (熱土72-16) 報告期限 H15.2.20 ※H15.2.13 送付</p>					<p>弁明の機会付与通知 (熱土72-17) 提出期限 H15.2.20.20 ※H15.2.13 送付</p>					
<p>H15.2.18 資料等の報告提出 ↓ 適切とは認められなかった</p>					<p>弁明書提出 ↓ 適切な弁明とはいえなかった</p>					
<p>H15.2.21 弁明の機会の付与通知 (熱土72-20) 提出期限 H15.2.27 ※H15.2.21 送付</p>					<p>都市計画法第81条に基づく工事中 止等の命令 (熱土72-21) ※H15.2.21 送付 → 開発行為の停止等命令 及び看板による公示 (2/27設置予定)</p>					
<p>H15.2.26</p>					<p>違反表示看板設置による公示</p>					
<p>H15.2.27 弁明書の提出 ↓ 内容不十分</p>										
<p>(H15.2.28) (工事停止・防災措置の命令)</p>										
<p>↓ (職問の実施) ↓ (許可取り消し)</p>	<p>(工事状況の報告要求 (宅造法18条)) ↓ ① (職問の実施) ↓ (許可の取消 (宅造法13条1項)) ② (弁明の機会付与) ↓ (工事停止・防災工事の命令 (宅造法13条2項)) ※ 最終的には宅造法13条3項の規定による、宅地の使用制限・措置命令か?</p>	<p>(職問の実施) ↓ (許可の取消 (風致条例9条1項)) 〔「計画完了の見込み無し」または「許可条件違反」で許可取消? 「風致の維持に必要な限度において」とあるが、大丈夫か?〕</p>			<p>弁明の機会付与通知 (熱土72-17) 提出期限 H15.2.20.20 ※H15.2.13 送付</p>	<p>(工事状況の報告要求 (宅造法18条)) ↓ (弁明の機会付与) ↓ (工事停止命令 (宅造法13条2項)) ※ 最終的には宅造法13条3項の規定による、宅地の使用制限・措置命令か?</p>	<p>(報告要求) ↓ 報告内容不十分の場合、「許可内容どおりの工事」を要求? ↓ 「風致の維持に必要な範囲内において」とあるが、大丈夫か? ※ 最終的には、都市計画法・宅造法を満足させる形での防災工事にあわせて変更許可か?</p>			

＜宅地造成等規制法違反処理案のフロー＞

3月10日に都市計画法で防災措置の報告があるA or B E 2 の2



11月(法定)を予定
短期限

基本的にはBルート

4/28

命令書

熱土第 72-22 号
平成 15 年 2 月 28 日



静岡県知事 石川 嘉延

許可年月日及び番号	平成 14 年 12 月 26 日 熱土第 62-2 号	
開発許可を受けた者の住所・氏名	[Redacted]	
開発区域に含まれる地域の名称	熱海市伊豆山 [Redacted]	
開発行為の目的	専用住宅敷地造成	面積： 19,379.64 m ²
予定建築物の用途	専用住宅	

都市計画法（以下「法」という。）第 29 条の規定により許可した上記開発行為に関し、下記のとおり、法第 81 条第 1 項の規定に基づき命令します。

記

命 令	法第 81 条第 1 項該当号	第 1 号、第 2 号及び第 3 号
	命令する理由	<p>① 法第 80 条第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していること。</p> <p>② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。</p> <p>③ ①及び②から、工事施行者が、法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くに至ったこと。</p> <p>④ 貴社は、熱海市伊豆山 [Redacted] の土地において、法第 29 条第 1 項に違反して開発行為を行い、法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くに至ったこと。</p>
	命令する内容	<p>平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為を直ちに停止すること。</p> <p>また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成 15 年 3 月 17 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。</p>

この命令に不服がある時は、法第 50 条第 1 項の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に静岡県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

熱土第 号
平成 15 年 月 日

様

静岡県知事 石川嘉延

宅地造成等規制法第 18 条に基づく報告について

平成 14 年 12 月 9 日付けで貴社から申請があり、平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 1022 号で許可した宅地造成に関する工事について、宅地造成等規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり資料の提出及び報告を求めます。

記

1 現在までの工事の施工に関する資料

- (1) 許可条件 5 に記した、雑草・樹木の根・有機物・雑物の除去の状況を示す写真及びそれらの処理に係る書類
- (2) 申請図書に記された、段切りその他の施工状況を示す写真及び書類
- (3) 申請図書に記された、0.3メートルごとの十分な転圧の施工状況を示す写真及び書類
- (4) 申請図書に記されるとともに許可条件 8 に記した、擁壁底面の地耐力の確認方法及びその結果
- (5) 申請図書に記された、擁壁の栗石基礎、擁壁の配筋、擁壁の裏込め栗石の施工状況を示す写真及び資料

2 資料提出及び報告の期限

平成 15 年 3 月 日

担 当 熱海土木事務所
建築住宅課
電話番号 0557-82-9186
F A X 0557-82-9110

10/1

2015年2月13日

62/2

熱土第 72-16 号

平成 15 年 2 月 13 日

[Redacted Address]

様

静岡県知事 石川嘉延



都市計画法第 80 条に基づく資料の提出及び報告について

平成 14 年 12 月 9 日付けで貴社から申請があり、平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為について、都市計画法第 80 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり資料の提出及び報告を求めます。

記

1 現在までの工事の施工に関する資料

- (1) 許可条件 4 に記した、雑草・樹木の根・有機物・雑物の除去の状況を示す写真及びそれらの処理に係る書類
- (2) 設計説明書に記された、段切りその他の施工状況を示す写真及び書類
- (3) 設計説明書に記された、0.3メートルごとの十分な転圧の施工状況を示す写真及び書類
- (4) 設計説明書に記されるとともに許可条件 5 に記した、擁壁底面の地耐力の確認方法及びその結果
- (5) 設計説明書に記された、擁壁の栗石基礎、擁壁の配筋、擁壁の裏込め栗石の施工状況を示す写真及び資料

2 申請区域内に存在する物件について

- (1) ガラス破砕屑が区域内に存在する理由、経緯及び今後の処理方針
- (2) ナンバープレートのない自動車がある区域内に存在する理由、経緯及び今後の処理方針

3 資料提出及び報告の期限

平成 15 年 2 月 20 日

担 当 熱海土木事務所
都市計画課
電話番号 0557-82-9186
F A X 0557-82-9110

13分22秒 完成

外 形ができていない
完了ではない

平成15年2月18日

静岡県知事 石川嘉延 様

都市計画法第80条に基づく資料の提出及び報告について

1 現在までの工事の施工に関する資料

- (1) 雑草・樹木の根については昨冬・今冬の現場作業員の暖をとるために、チェーンソー等で裁断し、ドラム缶等で燃やしました。有機物・雑物については具体的に何を指しているのか分かりませんが、土砂以外は土中に埋めるような行為はしておりません。
- (2)～(5) 設計説明書通りに施工されています。写真は別紙。

2 申請区域内に存在する物件について

- (1) ガラス破砕屑は、遊歩道に施す水浸透性の高い舗装の下地材として5ミリメートル以下に破砕して使用します（別添資料参照）。
- (2) ナンバープレートのない車両は、以前同問題で熱海市役所・静岡県土木事務所との現地立会いにおいて、弊社より処理業者の紹介を熱海市役所に依頼したが、紹介を得られず、現段階では湯河原町の [REDACTED] という処理業者に依頼し処理準備中です。

[REDACTED]

